

**第4期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画の
評価について**

目次

第1章 愛知県におけるホームレスの状況	1
第2章 ホームレス対策の個別課題と事業実績	
1 就業の機会の確保	5
2 安定した居住の場所の確保	12
3 保健および医療の確保	15
4 生活に関する相談及び指導	17
5 ホームレス自立支援事業等	19
6 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援	20
7 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	21
8 ホームレスの人権の擁護	22
9 地域における生活環境の改善	23
10 地域における安全の確保	25
11 民間団体との連携	26
12 ホームレスを生まない地域社会づくり	26
総括	29

本県では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 105 号。以下「特措法」という。）及び「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）に基づき、平成 31 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 4 期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画」（以下「第 4 期計画」）を策定し、各種のホームレス自立支援施策に取り組んでいる。

周知のとおり、特措法及び基本方針は 5 年を目途に政策評価等が義務付けられており、都道府県及び市町村が策定する実施計画についても同様となっている。また、評価によって得られた結果は公表するとともに、次期実施計画策定に際しての参考とするよう求められている。

特措法が平成 29 年に 10 年間延長されたこと、及び第 4 期計画が終期を迎えることから、次期実施計画の参考とするため、第 4 期計画の評価として計画期間における取組をまとめた。

第 1 章 愛知県におけるホームレスの状況

国は、特措法第 14 条に基づくホームレスの実態に関する全国調査を実施しており、そのうち概数調査は毎年、生活実態調査はおよそ 5 年に 1 度行われている。本章では、これらの調査を基に把握した愛知県における状況を示した。

令和 5 年 1 月に行われた最新の概数調査では、県内のホームレス数は 136 人であり、平成 31 年 1 月の 180 人から 44 人（24.5%）の減となり、「これまでの全国調査で一番少なかった 180 人より更なるホームレス数の減少を目指す」という第 4 期計画の基本目標を達成した。

なお、初めて概数調査が行われた平成 15 年と比較すると 1,985 人（約 93.6%）の減少となっている。そのうち名古屋市は 95.6%と大きく減少し、名古屋市以外の市町村では 82.6%の減少となった。【資料 1】

【資料 1】地域別ホームレス数

(人)

	平成15年1月～2月	平成31年1月	令和2年1月	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	平成31年1月⇒令和5年1月増減率	平成15年1～2月⇒令和5年1月増減率
県全体	2,121	180	181	157	136	136	-24.4%	-93.6%
名古屋市	1,788	120	116	98	84	78	-35.0%	-95.6%
名古屋市以外	333	60	65	59	52	58	-3.3%	-82.6%

ホームレスの起居の場では、都市公園及び河川敷の占める割合が約 61.8%に及び、引き続き高くなっている。【資料 2 - 1】

また、性別ホームレスでは男性が約 69.9%であり、男女比はほぼ横ばいである。【資料 2 - 2】

【資料2-1】ホームレスの起居の場所

(人)

	平成15年1月～2月			平成31年1月			令和2年1月			令和3年1月			令和4年1月			令和5年1月			平成15年1～2月⇒令和5年1月増減率		
	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外	県全体	名古屋市	名古屋市以外
公園	1,297	1,185	112	63	46	17	46	36	10	46	34	12	42	32	10	43	31	12	-97%	-97%	-89%
河川	330	205	125	63	38	25	72	33	39	59	27	32	47	21	26	41	19	22	-88%	-91%	-82%
道路	293	258	35	20	17	3	18	14	4	13	11	2	15	12	3	17	11	6	-94%	-96%	-83%
駅舎	22	15	7	7	0	7	6	0	6	6	0	6	8	0	8	9	0	9	-59%	-100%	29%
その他	179	125	54	27	19	8	39	33	6	33	26	7	24	19	5	26	17	9	-85%	-86%	-83%
計	2,121	1,788	333	180	120	60	181	116	65	157	98	59	136	84	52	136	78	58	-94%	-96%	-83%

【資料2-2】性別ホームレス数

(人)

	平成15年1月 (全国調査)				平成31年1月 (全国調査)				令和2年1月 (全国調査)				令和3年1月 (全国調査)				令和4年1月 (全国調査)				令和5年1月 (全国調査)			
	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計
県全体	1,984	78	59	2,121	147	11	22	180	119	9	53	181	114	5	38	157	100	10	26	136	95	10	31	136
名古屋市	1,697	56	35	1,788	94	6	20	120	72	4	40	116	62	3	33	98	57	3	24	84	51	3	24	78
名古屋市以外	287	22	24	333	53	5	2	60	47	5	13	65	52	2	5	59	43	7	2	52	44	7	7	58

自立者数（帰住先がない等の理由により福祉事務所の支援を受け、ホームレスから脱却もしくはホームレスとなることなく自立した者の数）は、平成31年度から令和4年度までに延べ2,588人であった。自立者のうち、生活保護を利用した人は1,375人で、全体の約53.1%を占めている。

【資料3-1、資料3-2】

また、名古屋市は自立支援事業として市内に2か所ある入所型施設（あつた、なかむら）を中心に支援を行っており、自立に向けたサポートを行っている。【資料3-3、資料3-4】

【資料3-1】自立者数

単位：人

	平成31年度実績			令和2年度実績			令和3年度実績			令和4年度実績			平成31～令和4年度実績			(参考)第3期実績 平成26年～30年度累計		
	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外
就 労	300	155	145	304	181	123	236	118	118	179	92	87	1,019	546	473	1,347	1,020	327
生活保護 (うち施設)	260	122	138	402	185	217	336	134	202	377	154	223	1,375	595	780	1,922	721	1,201
老人ホーム	7	0	7	6	4	2	13	2	11	7	3	4	33	9	24	44	15	29
帰 郷	18	10	8	11	1	10	23	3	20	11	0	11	63	14	49	94	58	36
そ の 他	20	10	10	20	9	11	27	8	19	29	9	20	96	36	60	89	48	41
計	605	297	308	743	380	363	635	265	370	603	258	345	2,586	1,200	1,386	3,496	1,862	1,634

【資料3-2】市町村別のホームレスの状況

市町村名	全国調査						年度別自立者数							計
	平成15年1月	平成31年1月	令和2年1月	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	平成30年度以前	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成31～令和4年度計		
豊橋市	58	12	15	15	10	16	569	41	46	38	31	156	725	
岡崎市	23	16	16	13	8	8	386	65	58	64	62	249	635	
豊田市	12	2	2	3	3	2	335	12	34	89	45	180	515	
一宮市	30	4	4	3	3	3	491	7	14	13	12	46	537	
瀬戸市	1	0	1	1	1	1	48	11	1	0	5	17	65	
半田市	7	2	2	2	2	1	158	0	1	4	12	17	175	
春日井市	18	6	7	6	3	3	470	20	23	15	24	82	552	
豊川市	7	2	1	2	0	0	221	21	25	19	27	92	313	
津島市	0	0	0	0	0	0	109	13	10	3	15	41	150	
碧南市	5	1	0	0	0	0	124	4	0	0	0	4	128	
刈谷市	32	2	0	3	0	0	191	17	8	7	1	33	224	
安城市	13	0	1	1	3	2	246	34	34	29	23	120	366	
西尾市	0	0	0	0	0	0	150	12	7	7	5	31	181	
蒲郡市	8	1	1	0	0	0	104	2	3	3	0	8	112	
犬山市	1	0	0	0	0	0	43	3	3	7	5	18	61	
常滑市	5	0	0	0	0	0	87	2	2	3	4	11	98	
江南市	0	0	0	0	0	0	37	0	2	7	3	12	49	
小牧市	20	0	1	0	3	0	133	0	0	0	1	1	134	
稲沢市	3	1	1	1	0	0	106	3	15	12	9	39	145	
新城市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	7	7	
東海市	17	0	0	0	0	4	110	11	20	13	14	58	168	
大府市	2	0	0	0	0	0	84	3	9	3	9	24	108	
知多市	2	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	52	
知立市	5	0	0	0	0	0	164	4	3	3	0	10	174	
尾張旭市	5	0	0	0	3	3	36	2	1	1	2	6	42	
高浜市	1	0	0	0	0	0	21	2	1	3	0	6	27	
岩倉市	2	0	1	0	0	0	55	2	1	0	0	3	58	
豊明市	3	1	1	2	3	3	24	0	0	1	0	1	25	
日進市	14	4	4	0	0	2	15	2	0	0	6	8	23	
田原市	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	3	
愛西市	0	0	0	0	1	0	21	0	0	1	1	2	23	
清須市	7	1	2	2	2	3	48	0	0	1	0	1	49	
北名古屋	2	0	0	0	0	0	66	0	8	2	2	12	78	
弥富市	6	2	2	1	1	0	47	0	1	3	6	10	57	
みよし市	0	0	0	0	0	0	3	2	6	0	0	8	11	
あま市	10	1	1	1	3	2	143	6	13	0	0	19	162	
長久手市	1	0	0	0	1	2	13	0	0	1	2	3	16	
東郷町	2	0	0	1	0	0	13	0	1	3	0	4	17	
豊山町	0	1	1	0	0	1	11	0	0	1	1	2	13	
大口町	2	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	21	
扶桑町	3	0	0	0	0	0	26	0	0	2	0	2	28	
大治町	4	1	1	1	1	1	59	0	0	0	4	4	63	
蟹江町	0	0	0	0	0	0	49	0	0	0	4	4	53	
飛島村	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
阿久比町	0	0	0	0	0	0	7	0	1	1	0	2	9	
東浦町	1	0	0	0	0	0	22	1	5	4	4	14	36	
南知多町	0	0	0	0	0	0	9	1	2	0	0	3	12	
美浜町	0	0	0	0	0	0	13	0	0	1	0	1	14	
武豊町	0	0	0	0	0	0	21	4	2	2	6	14	35	
幸田町	0	0	0	0	0	0	14	1	0	0	0	1	15	
設楽町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
東栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋以外市町村計	333	60	65	59	52	58	5,180	308	363	370	345	1,386	6,566	
名古屋市	1,788	120	116	98	84	78	11,326	297	380	265	258	1,200	12,526	
愛知県合計	2,121	180	181	157	136	136	16,506	605	743	635	603	2,586	19,092	

【資料3-3】自立者数の推移

(人)

	平成31年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	平成31年度 ～令和4年度 実績合計
自立支援事業（定員164）	191	210	145	126	672
自立支援事業あつた （第1自立支援センター 定員92）	108	101	72	59	340
自立支援事業なかむら （第2自立支援センター 定員72）	83	109	73	67	332
愛知県内福祉事務所合計※	414	533	490	477	1,914
名古屋市社会福祉事務所	106	170	120	132	528
名古屋市以外の福祉事務所	308	363	370	345	1,386
自立者数合計	605	743	635	603	2,586

※ 福祉事務所については、自立支援事業以外に福祉事務所が生活保護等でホームレス状態からの脱却を把握している人の数

【資料3-4】名古屋市の自立支援センターの入所者数・退所者数・自立者数の推移

入所者数

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
自立あつた	144	135	99	93	471
自立なかむら	145	138	110	108	501
計	289	273	209	201	972

退所者数

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
自立あつた	156	138	109	91	494
自立なかむら	132	149	111	99	491
計	288	287	220	190	985

自立者数

(人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
自立あつた	108	101	72	59	340
自立なかむら	83	109	73	67	332
計	191	210	145	126	672

第2章 ホームレス対策の個別課題と事業実績

本章では、愛知県が平成31年3月に策定した第4期実施計画における「ホームレス対策の個別課題及び推進すべき取組」の12の個別課題に沿って、それぞれの事業実績について示した。

1 就業の機会の確保

県が実施するホームレス就業支援事業では、自立支援センターにおいて毎年度1,600～2,000件程度の就業支援カウンセリングを実施しており、平均して年間約100人が就業自立している。また、「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会」では、毎年度約600人程度の求人数を確保する等の実績があがっている。

【県労働局】

(1) ホームレス就業連絡会議

<事業内容>

名古屋市や愛知労働局との共同で経済団体の関係者を交えた会議を定期的を開催し、ホームレスの雇用促進の環境整備に努める。

<事業実績>

年度	開催日	場所	構成員
平成31年度	3月24日	書面開催	愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会等
令和2年度	3月18日	書面開催	
令和3年度	3月10日	書面開催	
令和4年度	3月20日	書面開催	

(2) 求人開拓、情報提供、相談員の配置

ア ホームレス就業支援事業

<事業内容>

名古屋市自立支援施設入所者等を対象に、国、県、名古屋市の連携のもとで就業支援カウンセリング、セミナー等を実施し、ホームレス就業支援施策の推進に努める。

(ア) 就業支援相談員の配置

配置先 名古屋市自立支援施設 2か所（あつた、なかむら）

人員 4人（2か所に各2人）、一般職非常勤職員

業務 就業支援カウンセリング及び専用求人開拓の実施

(イ) 就業支援セミナー等の実施

内容 就業支援セミナーの開催及び求人事業所等の見学

回数 年3回以上

テーマ 就業自立体験談や面接技法等スキル向上セミナー

<事業実績>

● ホームレス就業支援事業実施状況（就業支援カウンセリング件数）

年度	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	A 年度計 (件数)	B 対象人員 (人)	A/B 一人当たり の カウンセリング実施回数	参考(入 所者数)
H31	あつた	57	37	35	68	48	67	65	73	69	79	76	65	739	1,979	312	6.3	289
	なかむら	59	73	106	95	106	137	129	154	88	83	87	123	1,240				
R2	あつた	76	63	56	95	76	101	98	64	77	59	40	85	890	2,057	275	7.5	273
	なかむら	114	98	132	128	108	114	97	74	59	78	55	110	1,167				
R3	あつた	82	53	92	48	18	47	81	54	66	56	31	36	664	1,663	205	8.1	209
	なかむら	76	74	109	108	102	114	97	75	71	53	53	67	999				
R4	あつた	48	45	56	61	34	83	88	59	55	60	54	41	684	1,754	193	9.1	201
	なかむら	87	112	144	115	103	78	70	71	64	62	89	75	1,070				
計	あつた	263	198	239	272	176	298	332	250	267	254	201	227	2,977	7,453	985	7.6	972
	なかむら	336	357	491	446	419	443	393	374	282	276	284	375	4,476				

(注)“なかむら”のカounseling実施件数には更生入所者に対する実施件数が含まれる。

● 就業支援セミナー等の開催実績

年度	内容	実施場所	参加人数
平成31年度	就業支援セミナー	名古屋市自立支援施設 (あつた、なかむら)	110人
令和2年度	同上		54人
令和3年度	同上		61人
令和4年度	同上		56人

● ホームレス就業支援事業による実施対象者の就業自立実績

平成31年度 119人
 令和2年度 120人
 令和3年度 89人
 令和4年度 64人

イ 「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会(厚生労働省委託事業)」による就業支援事業
 <事業内容>

就業による自立を促進させるため、民間事業所等から幅広い仕事を集める仕組みづくりと就業機会の確保・拡大を図ることを目的にキャリアカウンセリング、就職支援セミナー、職場体験講習等の各種事業を実施している。

※ 愛知ホームレス就業支援事業推進協議会

厚生労働省の委託を受け、学識経験者、愛知県、名古屋市、経済団体、就業支援団体が構成員となり、就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保を図るために就業支援相談、ホームレスの就業ニーズに応じた仕事の開拓・提供や雇用主とホームレス双方の不安感解消を目的に職場体験講習やトライアル（試行）雇用制度を行っている。

< 事業実績 >

《平成 31 年度》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間総計
1. 就業開拓													
訪問事業所数	32	26	22	33	23	28	36	29	16	28	28	11	312
確保した求人件数	13件	10件	9件	9件	5件	9件	9件	7件	4件	9件	7件	2件	93件
確保した求人数	112人	61人	126人	95人	29人	88人	41人	47人	61人	42人	62人	11人	775人
2. 就業機会確保													
支援事業登録者数	17人	19人	20人	21人	21人	22人	6人	8人	5人	10人	8人	7人	164人
支援相談件数	19件	19件	25件	23件	25件	24件	7件	9件	6件	11件	12件	8件	188件
就業者数(実人数)	1人	6人	8人	7人	9人	18人	10人	11人	5人	4人	3人	11人	93人
職場体験講習実施者数	11人	7人	18人	19人	16人	19人	3人	2人	4人	3人	3人	4人	109人

《令和 2 年度》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間総計
1. 就業開拓													
訪問事業所数		2	2				7	2	2			9	24
確保した求人件数		2件	2件				2件	3件	1件	16件	24件		50件
確保した求人数		6人	13人				25人	20人	3人	291人	227人		585人
2. 就業機会確保													
支援事業登録者数	6人	5人	10人	8人	10人	12人	12人	13人	10人	12人	7人	11人	116人
支援相談件数	6件	6件	11件	9件	10件	12件	12件	14件	10件	15件	7件	11件	123件
就業者数(実人数)				3人	5人		6人	5人	8人	5人	5人	7人	44人
職場体験講習実施者数			3人	2人	1人		11人	9人	8人	5人	7人	7人	53人

《令和 3 年度》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間総計
1. 就業開拓													
訪問事業所数	4		2	6	1	11	4	2	4	2			36
確保した求人件数	47件			2件	1件		1件	8件	1件	2件		3件	65件
確保した求人数	578人			3人	1人		3人	19人	10人	25人		45人	684人
2. 就業機会確保													
支援事業登録者数	16人	3人	6人	9人	7人	11人	11人	8人	6人	8人	14人	9人	108人
支援相談件数	16件	3件	8件	9件	7件	11件	13件	8件	6件	8件	14件	10件	113件
就業者数(実人数)		3人	2人	2人	1人		4人	3人	3人	2人	3人	5人	28人
職場体験講習実施者数	5人	2人	1人	4人	3人	1人	10人	3人	3人	3人	9人	5人	49人

《令和 4 年度》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間総計
1. 就業開拓													
訪問事業所数	9	3	4	4	6	7	10	3	4	10	1	4	65
確保した求人件数	31件	7件	2件	3件				1件	1件	2件	4件	1件	52件
確保した求人数	282人	7人	3人	62人				10人	5人	2人	10人	10人	391人
2. 就業機会確保													
支援事業登録者数	6人	10人	11人	11人	8人	9人	13人	9人	7人	9人	6人	8人	107人
支援相談件数	7件	10件	11件	11件	9件	10件	13件	11件	7件	10件	6件	9件	114件
就業者数(実人数)		1人	4人	9人	3人	7人	7人	4人	5人	1人	8人		49人
職場体験講習実施者数	2人	4人	6人	10人	2人	5人	9人	6人	3人	2人	3人	6人	58人

【福祉局】

(3) 就労訓練事業の支援

ア 就労準備支援事業

<事業内容>

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、一般就労に従事する準備として、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得の支援、就労体験のあっせん等を行い基礎能力の形成を図る。

<事業実績>

※町村域のみ

	新規利用件数	延べ支援者数
令和2年度	24	125
令和3年度	37	270
令和4年度	25	429

イ 生活困窮者就労訓練事業

<事業内容>

自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う。利用者は雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行い、最終的には一般就労につなげることを目標とする。

<事業実績>

指定都市・中核市を除く市町村において事業を実施する事業者に対し、届け出により認定を行った。

	認定事業者数(累計)	延べ利用人数
平成31年度	38	5
令和2年度	41	17
令和3年度	41	14
令和4年度	63	6

【愛知労働局】

(4) ホームレス自立支援事業に係る職業紹介状況

<事業内容>

名古屋市自立支援施設入所者等を対象に、職業相談・紹介や職場定着支援等を実施し、安定した就労につなげる。

(ア) 相談員の配置

配置先 名古屋市自立支援施設 2か所（あつた相談室、なかむら相談室）

人員 3人（あつた相談室1人、なかむら相談室2人）

業務 職業相談・紹介及び職場定着支援の実施

(イ) 職場定着支援の実施

内容 就職後の雇用条件や職場環境等に関する相談支援を実施

(ウ) 日雇労働者等技能講習の情報提供等

内容 技能講習内容等の情報提供及び技能講習受講中の巡回による職業相談、受講終了後のフォローアップを実施

<事業実績>

年 月	新規求職 申込件数 (件)	職 業 紹 介		職 場 定 着	就 職	
		相談件数 (件)	紹介件数 (件)	指導件数 (件)	常用 就職件数 (件)	うち 自己就職 (件)
平成31年度	199	1,016	323	135	152	84
令和2年度	179	867	259	103	145	97
令和3年度	127	848	247	110	103	54
令和4年度	131	959	169	80	108	88
合 計	636	3,690	998	428	508	323

(5) 試行雇用事業（トライアル雇用事業）の実施

<事業内容>

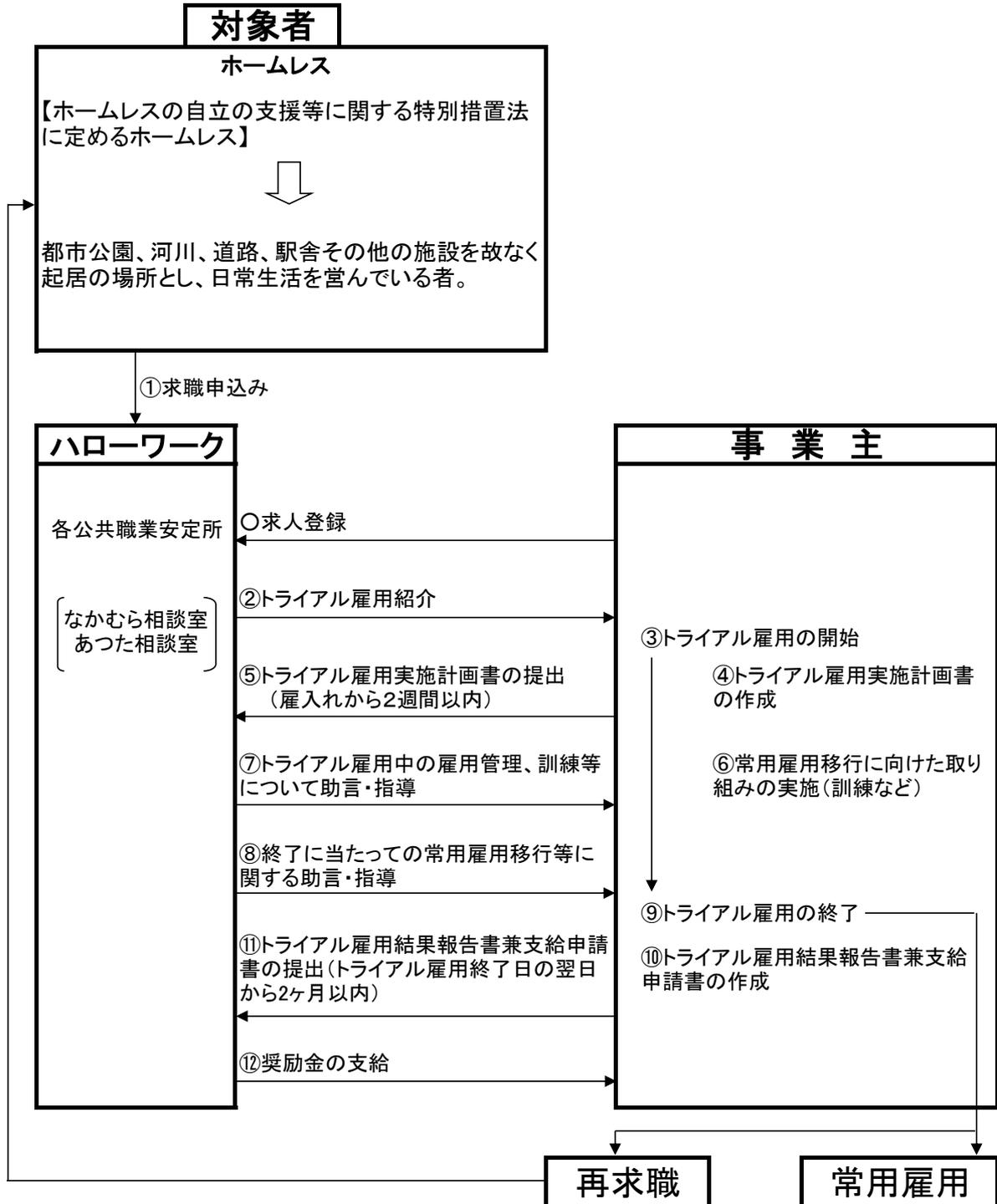
職業安定所の職業紹介によってホームレスの一定期間の試行雇用を進めることにより、事業主における、ホームレスの受け入れや職場適応等に対する不安感・負担感の除去や、その後のホームレスの雇用に取り組むきっかけ作りを進めるとともに、可能な範囲での常用雇用への移行を図ることを目的とする。

<事業実績> ホームレス分

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
トライアル 雇用開始者数	0人	1人	0人	0人

※令和2年度1名、常用移行には至っていない

トライアル雇用事業の流れ



(6) 日雇労働者等技能講習事業

<事業内容>

ホームレス自立支援センター又は緊急一時宿泊施設に入所しているホームレスに対して、その就業機会等の増加を図るために、技能労働者として必要な知識・技能の習得又は向上のための講習を行うことを目的とする。講習は、厚生労働省が事業目的に照らして適当と認める団体等に委託して事業を実施する。

<事業実績>

年度 講習科目		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実施計画 人数	実績	実施計画 人数	実績	実施計画 人数	実績	実施計画 人数	実績
通所技能 講習	2 介護職員初任者研修	4		4		5		4	
	3 ガイドヘルパー			2				2	
	4 オフィスクリーニング	4		4		4		4	
	10 床上操作式クレーン運転技能講習	1		1		2		2	
	11 小型移動式クレーン運転技能講習	1		1		2		2	
	12 高所作業車運転技能講習	2		2		2		2	
	13 玉掛け技能講習	2		2		4		2	
	15 ガス溶接技能講習	2		2		2		2	
	16 アーク溶接特別教育	2		2		2		2	
	17 車輛系建設機械(整地・運搬・積み込み・堀削用)	2		2		1		1	
	19 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	2		2		1		1	
	20 フォークリフト運転技能講習	22		22		24		20	
	21 不整地運搬車運転技能講習	1							
	28 パソコン講習	7		7		24		21	
	29 原付自転車	6		6		6		4	
	30 大型自動車一種	2		2		2		2	
	31 普通自動車一種	1		1		1		2	
	36 粉じん作業特別教育	1							
	38 刈払機(草刈機)取扱教育	2		2					
	39 普通自動車二種	1		1					
	40 大型特殊自動車一種			1		1			
	42 けん引自動車					1		1	
	48 職長・安全衛生責任者教育	1				2			
	49 小型車輛系特別教育	2		2		2		2	
	58 介護事務講座	2		2		2			
	59 介護職員実務者研修							2	
60 フルハーネス型墜落防止用器具特別教育							2		
合計		70	0	70	0	90	0	80	0

2 安定した居住の場所の確保

県営住宅への優先入居や愛知県あんしん賃貸事業を実施し、安定した居住場所の確保を必要とする方への居住支援を行った。また、住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）や居住支援法人の登録を行い、登録数も年々増加している。

【建築局】

(1) ホームレスの優先入居制度

<事業目的>

ホームレスの安定した居住の場所の確保のため、ホームレス又はその自立を支援する施設の入所者で、自立の意思があり、地域社会の中で自立した居宅生活を営むことが可能であり、福祉局福祉部の推薦を受けた者に対して県営住宅への優先入居を行う。（ホームレス特別福祉枠として年間6戸を募集）

<事業実績>

年 度	取組みの実績	入居実績
平成 31 年度	ホームレスの優先入居制度を適用し、ホームレス特別福祉枠として年間6戸を募集。 *入居選考については、福祉局において実施。	1 戸
令和 2 年度		0 戸
令和 3 年度		1 戸
令和 4 年度		0 戸

(2) 愛知県あんしん賃貸支援事業

<事業内容>

「高齢者、障害者、外国人、一人親、小さい子どもがいる、被災者、失業者、DV（配偶者等からの暴力）被害者の世帯」（高齢者等）の入居を受け入れる民間賃貸住宅登録に加え、その仲介業務を行う不動産店及び居住支援を行う団体の登録を行い、高齢者等及び賃貸人双方の不安を解消するための居住支援を行う。

<事業実績>

●あんしん賃貸住宅の登録数（累計）

年 度	登録数
平成 31 年度	3,001 戸
令和 2 年度	3,001 戸
令和 3 年度	3,064 戸
令和 4 年度	3,096 戸

●仲介業務を行う不動産店の登録数（令和5年5月現在）

142 件

●居住支援を行う団体の登録数（令和5年5月現在）

20 団体

(3) 新たな住宅セーフティネット制度

<事業内容>

平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正法が施行され、住宅確保要配慮者向けの住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、入居支援や生活支援を行う居住支援法人を指定する制度が創設され、本県でも運用している。

<事業実績>

●セーフティネット住宅（※1） 登録数（累計）

年度	登録数
平成 31 年度	41,352 戸
令和 2 年度	57,176 戸
令和 3 年度	55,813 戸
令和 4 年度	60,058 戸

●居住支援法人（※2） 指定数（累計）

年度	指定数
平成 31 年度	21 法人
令和 2 年度	22 法人
令和 3 年度	26 法人
令和 4 年度	27 法人

※1 「セーフティネット住宅」

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の入居を拒まない住まいで、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えた賃貸住宅。

※2 「居住支援法人」

セーフティネット住宅の入居者に対する家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。

(4) 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会

<事業内容>

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議する。

<事業実績>

●全体会議

年度	開催日	場所	構成員
平成 31 年度	2 月 18 日	愛知県東大手 庁舎	(公社) 愛知県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会愛知県本部 (一社) 不動産流通経営協会中部支部 (公財) 日本賃貸住宅管理協会東海ブロック (公社) 愛知共同住宅協会 (社福) 愛知県社会福祉協議会 (公財) 愛知県国際交流協会 愛知県住宅供給公社 名古屋市住宅供給公社 (独) 都市再生機構中部支社 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人 愛知県、政令市、中核市、特例市、半田市、 他参加希望市町村(令和3年度以降は県内全 市町村が参画)
令和 2 年度	8 月 12 日	書面	
	3 月 3 日	書面	
令和 3 年度	3 月 11 日	書面	
令和 4 年度	3 月 24 日	書面	

●法人部会

平成 30 年度の全体会議において、居住支援法人による住宅確保要配慮者に対する居住支援を効果的に実施するため、居住支援法人が連携して、居住支援方法の検討、居住支援の協力体制の検討及び情報共有を図る場として、居住支援法人部会を設置。

	開催日	場所	構成員
平成 31 年度	11 月 20 日	愛知県自治センター	愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人、 愛知県、政令市、中核市
令和 2 年度	12 月 15 日	書面	
令和 3 年度	12 月 3 日	愛知県生涯学習推進 センター	
令和 4 年度	11 月 18 日	愛知県三の丸庁舎	

【福祉局】

(5) ホームレス専門相談(住宅相談)

<事業内容>

住まいを失った方及び失うおそれのある方、賃貸住宅経営者、管理者、及び入居支援を行う関係者向け無料相談窓口を設置し、相談を受け付ける。また、退去命令等の相談に対し専門的な助言を行うため弁護士等による専門相談を実施する。

<事業実績>

●相談件数

年度	件数
平成 31 年度	275 件
令和 2 年度	243 件
令和 3 年度	252 件
令和 4 年度	218 件

●専門相談件数

年度	件数
平成 31 年度	17 件
令和 2 年度	27 件
令和 3 年度	22 件
令和 4 年度	24 件

3 保健および医療の確保

保健所保健師等によるホームレスの生活の場への訪問を継続して実施しており、健康相談等を介した関係づくり、適切な相談窓口の案内等を通じて、自立支援の一端を担っている。

【保健医療局】

(1) ホームレス保健サービス支援事業

<事業内容>

保健所と市町村が連携をして、ホームレスの生活の場への訪問、健康相談、保健指導を通して、健康状態の把握・疾病予防・検査・治療が可能になる体制づくりをし、ホームレスの自立に向けての一助とする。

<事業実績>

県の主な取組状況					
平成31年度	<p>○健康診断の実施</p> <table border="1"> <tr> <th>受診希望者</th> <th>受診者</th> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>0名</td> </tr> </table> <p>○福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、関係機関と連携して、受診援助や健康に関する相談を行っている。</p>	受診希望者	受診者	1名	0名
受診希望者	受診者				
1名	0名				
令和2年度	<p>○健康診断の実施</p> <table border="1"> <tr> <th>受診希望者</th> <th>受診者</th> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>0名</td> </tr> </table> <p>○福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、関係機関と連携して、受診援助や健康に関する相談を行っている。</p>	受診希望者	受診者	1名	0名
受診希望者	受診者				
1名	0名				
令和3年度	<p>○健康診断の実施</p> <table border="1"> <tr> <th>受診希望者</th> <th>受診者</th> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>○福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、関係機関と連携して、受診援助や健康に関する相談を行っている。</p>	受診希望者	受診者	2名	2名
受診希望者	受診者				
2名	2名				
令和4年度	<p>○健康診断の実施 受診希望者なし</p> <p>○福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、関係機関と連携して、受診援助や健康に関する相談を行っている。</p>				

(2) 愛知県結核対策プラン

<事業内容>

ホームレスは結核罹患率が高いため、定期の健康診断を継続的に実施する。また、ホームレスの結核患者に対して、入院及び退院後の服薬支援（DOTS）を実施する。

<事業実績>

- 1年以内にホームレス経験のある新規登録患者数（県保健所所管分）
 - 平成31年度 0人
 - 令和2年度 0人
 - 令和3年度 0人
 - 令和4年度 0人

【福祉局】

(3) ホームレス福祉保健巡回相談

<事業内容>

生活困窮者自立相談支援機関の生活困窮者自立相談支援員が、福祉事務所職員及び保健所保健師と連携し、ホームレスの元を訪問し相談活動を実施することにより、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を受ける機会のない方へは健診の機会を提供する。

<事業実績>

県内の政令市を除く自立相談支援機関及び福祉事務所、地域保健部局へ協力と連携を依頼し、各市町村のホームレス自立支援活動を推進した。

4 生活に関する相談及び指導

生活困窮者自立相談機関を中心に、ホームレス状態にある方、ホームレスになるおそれのある方に対する支援を行った。特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行後は相談件数が急増し、社会情勢の変化により困窮状態に陥った方への支援をいち早く行うことで、ホームレス状態に陥る方を減らす重要な役割を担った。

【福祉局】

(1) 生活困窮者自立支援事業

<事業内容>

県内の福祉事務所設置自治体に自立相談支援機関を設置し、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人たちに対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う。

①自立相談支援事業（必須事業）

相談支援員が相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行う。

<事業実績>

※名古屋市・中核市を含む

	新規相談件数（件）
平成 31 年度	13,661
令和 2 年度	42,100
令和 3 年度	28,946
令和 4 年度	16,674

②住居確保給付金（必須事業）

離職や廃業、就業している個人の責によらない理由で収入減少により住居を失った、又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、有期で住宅費を支給することにより、住宅及び就労機

会の確保に向けた支援を行う。

<事業実績>

※名古屋市・中核市を含む

	申請件数 (件)	支給決定件数 (件)	支給済額 (円)
平成 31 年度	316	309	36,088,867
令和 2 年度	7,344	6,782	1,185,239,261
令和 3 年度	3,761	2,797	886,840,695
令和 4 年度	1,743	1,803	460,044,853

③就労準備支援事業 (任意事業) (再掲)

直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対し、一般就労に従事する準備として、生活習慣の形成やビジネスマナーの習得の支援、就労体験のあっせん等を行い基礎能力の形成を図る。

<事業実績>

※県実施分 (町村域) のみ

	新規利用件数	延べ支援者数
令和 2 年度	24	125
令和 3 年度	37	270
令和 4 年度	25	429

④家計改善支援事業 (任意事業)

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者ととも家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

<事業実績>

※県実施分 (町村域) のみ

	延べ利用者数
令和 2 年度	66
令和 3 年度	69
令和 4 年度	81

⑤一時生活支援事業 (任意事業)

安定した居所のない生活困窮者に対し、旅館・ホテル等の借上げにより緊急一時的な宿所及び衣食を提供し、自立に向けた支援を行う。

<事業実績>

※県実施分（町村域）のみ

	利用実人数	延べ泊数
平成 31 年度	16	158
令和 2 年度	32	269
令和 3 年度	35	322
令和 4 年度	28	405

※任意事業の実施状況

任意事業については年々実施市町村数が増加しており、より相談者のニーズに合わせた支援を行っている。

<任意事業の実施市町村数>

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
就労準備支援事業	18 市町村	34 市町村	41 市町村	48 市町村
家計改善支援事業	15 市町村	34 市町村	43 市町村	48 市町村
一時生活支援事業	29 市町村	39 市町村	41 市町村	41 市町村

※町村域は愛知県において実施。

(2) ホームレス福祉保健巡回相談（再掲 3(3)）

5 ホームレス自立支援事業等

名古屋市の自立支援センター入所者への就業支援相談等を中心に、名古屋市の実施する自立支援事業に積極的に協力した。

【県労働局】

(1) 自立支援センター入所者への就業支援相談等

<事業内容>

自立支援センター入所者を中心に、就業支援相談員によるカウンセリング、就職支援セミナー等を実施した。

< 事業実績 >

● ホームレス就業支援事業実施状況（就業支援カウンセリング件数）

年度	施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	A 年度計 (件数)	B 対象人員 (人)	A/B 一人当たり の カウンセリング 実施回数	参考(入 所者数)
H31	あつた	57	37	35	68	48	67	65	73	69	79	76	65	739	1,979	312	6.3	289
	なかむら	59	73	106	95	106	137	129	154	88	83	87	123	1,240				
R2	あつた	76	63	56	95	76	101	98	64	77	59	40	85	890	2,057	275	7.5	273
	なかむら	114	98	132	128	108	114	97	74	59	78	55	110	1,167				
R3	あつた	82	53	92	48	18	47	81	54	66	56	31	36	664	1,663	205	8.1	209
	なかむら	76	74	109	108	102	114	97	75	71	53	53	67	999				
R4	あつた	48	45	56	61	34	83	88	59	55	60	54	41	684	1,754	193	9.1	201
	なかむら	87	112	144	115	103	78	70	71	64	62	89	75	1,070				
計	あつた	263	198	239	272	176	298	332	250	267	254	201	227	2,977	7,453	985	7.6	972
	なかむら	336	357	491	446	419	443	393	374	282	276	284	375	4,476				

(注)“なかむら”のカウンセリング実施件数には更生入所者に対する実施件数が含まれる。

● 就業支援セミナー等の開催実績

年度	内容	実施場所	参加人数
平成 31 年度	就業支援セミナー	名古屋市自立支援施設 (あつた、なかむら)	110 人
令和 2 年度	同上		54 人
令和 3 年度	同上		61 人
令和 4 年度	同上		56 人

6 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援

現に失業状態や不安定な雇用関係にあり、かつ不安定な居住環境にある人がホームレスとなることを防止するため、生活困窮者自立支援事業を中心とした支援を行った。

【福祉局】

(1) 生活困窮者自立支援事業（再掲 4 (1)）

(2) 一時生活支援事業（再掲 4 (1)）

(3) 生活福祉資金の貸付に関する周知

< 事業内容 >

現に失業状態にあり、かつ不安定な居住環境にあるなど、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人たちに対する支援として、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付が活用されるよう、ハローワークや民間支援団体を通じた自立支援施策の周知に努めた。また、自立相談支援機関で把握した生活困窮者に対して貸付の案内を行い、自立に向けた支援を連携して行った。

7 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

居所や手持ち金がない等の緊急性が高い場合には、無料低額宿泊所の利用や一時生活支援事業の活用による生命と安全の確保を優先しながら支援を行っている。

また、無料低額宿泊事業に対する実施調査を開始し、適切な運営がされているかを県として定期的に確認している。

【福祉局】

(1) 無料低額宿泊事業に対する指導援助

<事業内容>

無料低額宿泊事業は「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として社会福祉法第2条第3項第8号に規定されている。令和2年度以降は無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行し、社会福祉法の趣旨に沿った適切な運営がなされるよう年に1回実地調査(職員配置や施設の管理・運営等に関するもの)を行い、改善を要する事項について改善措置を求めた。

<事業実績>

※政令市・中核市を除く。

	届出件数 (累計)	利用者数 (累計)
平成31年度	11件	260人
令和2年度	11件	265人
令和3年度	9件	236人
令和4年度	9件	248人

※毎年12月末現在の統計

(2) 生活保護自立支援プログラム

<事業内容>

福祉事務所においては地域の実情に応じて自立支援プログラムを策定しており、県内では全福祉事務所が策定している。策定されたプログラムの種別内訳としては、経済的自立に関するもの(就労支援や年金受給に関する支援等)が6割、日常生活の自立に関するもの(入院患者の退院支援や適切なサービス利用、金銭管理の支援等)が4割、社会生活の自立に関するもの(ひきこもりや子どもの学習支援等)が1割となっており、個々の事情を踏まえ必要に応じてプログラムを活用し、アフターフォローを行った。

(3) 一時生活支援事業(再掲4(1))

(4) 適正な生活保護の実施

県内の福祉事務所において、ホームレスに対する適正な生活保護を実施または指導している。

- 生活保護によりホームレス状態から脱却または不安定な居住環境にある方がホームレス状態になることを未然に防いだ人数

単位：人

平成31年度実績			令和2年度実績			令和3年度実績			令和4年度実績			平成31～令和4年度実績		
愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外	愛知県	名古屋市	名古屋市外
260	122	138	402	185	217	336	134	202	377	154	223	1,375	595	780

8 ホームレスの人権の擁護

ホームレスの人権の擁護について、県民に広く理解を促すため、講演会をはじめとした啓発活動を行った。

【県民文化局】

【教育委員会事務局】

【福祉局】

	取組みの実績								
平成31年度	<p>○人権研修会の講師として職員を派遣し、ホームレスを始めとする様々な人権問題の啓発を実施した。</p> <p>○あいち人権啓発プラザ及び一般県民を対象としたイベント・講演会等において、ホームレスの人の人権を含む人権啓発パンフレットの配布に努めた。(人権推進課)</p> <p>○ホームレス問題講演会を開催 (地域福祉課) (一社)愛知県社会福祉士会と共催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>場 所</th> <th>参加人員</th> <th>演 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月7日</td> <td>日本福祉大学 中央福祉専門 学校</td> <td>50名</td> <td>ホームレス状態を生み出さない社会構造をつくるために</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ホームレス問題を含む人権教育に関する教員研修や、研究会等での人権啓発資料の配付を行った。(高等学校教育課)</p> <p>○教員研修会や研修資料の配布等を通して、どの学校においてもホームレス問題を含む人権教育の推進が図れるようにした。(義務教育課)</p>	月 日	場 所	参加人員	演 題	12月7日	日本福祉大学 中央福祉専門 学校	50名	ホームレス状態を生み出さない社会構造をつくるために
月 日	場 所	参加人員	演 題						
12月7日	日本福祉大学 中央福祉専門 学校	50名	ホームレス状態を生み出さない社会構造をつくるために						
令和2年度	<p>○人権研修会の講師として職員を派遣し、ホームレスを始めとする様々な人権問題の啓発を実施した。</p> <p>○あいち人権啓発プラザ及び一般県民を対象としたイベント・講演会等において、ホームレスの人の人権を含む人権啓発パンフレットの配布に努めた。(人権推進課)</p> <p>○ホームレス問題を含む人権教育に関する教員研修や、研究会等での人権啓発資料の配付を行った。</p> <p>○ホームレス等の社会的弱者に対する差別・偏見をなくす指導を徹底するよう、長期休業前の児童生徒への指導等の通知に記載した。(高等学校教育課)</p> <p>○教員研修会や研修資料の配布等を通して、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、どの学校においてもホームレス問題を含む人権教育の推進が図れるように</p>								

	した。(義務教育課)								
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を派遣し、ホームレスの人権を含む様々な人権問題について研修を行った。 ○ 一般県民を対象とする講演会やイベントにおいて、ホームレスの人権を含む啓発資料を配付した。 ○ あいち人権啓発プラザにおいて、ホームレスの人権に関する図書・DVDの貸出、啓発資料の配布を行った。(人権推進課) ○ ホームレス問題講演会を開催 (地域福祉課) (一社)愛知県社会福祉士会と共催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">月 日</th> <th style="width: 20%;">場 所</th> <th style="width: 20%;">参加人員</th> <th style="width: 45%;">演 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12月4日</td> <td style="text-align: center;">オンライン 開催</td> <td style="text-align: center;">50名</td> <td style="text-align: center;">ホームレス・生活困窮の方々への必要な支援</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス問題を含む人権教育に関する教員研修や、研究会等での人権啓発資料の配付を行った。 ○ ホームレス等の社会的弱者に対する差別・偏見をなくす指導を徹底するよう、長期休業前の児童生徒への指導等の通知に記載した。(高等学校教育課) ○ 教員研修会や研修資料の配布等を通して、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、どの学校においてもホームレス問題を含む人権教育の推進が図れるようにした。(義務教育課) 	月 日	場 所	参加人員	演 題	12月4日	オンライン 開催	50名	ホームレス・生活困窮の方々への必要な支援
	月 日	場 所	参加人員	演 題					
12月4日	オンライン 開催	50名	ホームレス・生活困窮の方々への必要な支援						
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員を派遣し、ホームレスの人権を含む様々な人権問題について研修を行った。 ○ 一般県民を対象とする講演会やイベントにおいて、ホームレスの人権を含む啓発資料を配付した。 ○ あいち人権啓発プラザにおいて、ホームレスの人権に関する図書・DVDの貸出、啓発資料の配布を行った。(人権推進課) ○ ホームレス問題講演会を開催 (地域福祉課) (一社)愛知県社会福祉士会と共催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">月 日</th> <th style="width: 20%;">場 所</th> <th style="width: 20%;">参加人員</th> <th style="width: 45%;">演 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12月3日</td> <td style="text-align: center;">オンライン 開催</td> <td style="text-align: center;">55名</td> <td style="text-align: center;">ホームレス、生活困窮者の方々への人権と尊厳を重視した支援</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス問題を含む人権教育に関する教員研修や、研究会等での人権啓発資料の配付を行った。 ○ ホームレス等の社会的弱者に対する差別・偏見をなくす指導を行うよう、人権週間の通知に記載した。(高等学校教育課) ○ 教員研修会や研修資料の配布等を通して、教職員の人権意識の高揚を図るとともに、どの学校においてもホームレス問題を含む人権教育の推進が図れるようにした。(義務教育課) 	月 日	場 所	参加人員	演 題	12月3日	オンライン 開催	55名	ホームレス、生活困窮者の方々への人権と尊厳を重視した支援
月 日	場 所	参加人員	演 題						
12月3日	オンライン 開催	55名	ホームレス、生活困窮者の方々への人権と尊厳を重視した支援						

9 地域における生活環境の改善

公共施設の管理者と福祉部局が連携を図り、必要に応じて巡視パトロールや物件の撤去指導、法令の規定に基づく監督処分等の措置を取っている。ただし、ホームレス数の減少に伴い、対応も減少している。

【建設局】

(1) 道路維持課

＜事業内容＞

道路施設の適切な管理

＜取組の実績＞

- ・ホームレスに係る実態調査の実施
- ・道路パトロールによる巡視
- ・所管施設での退去指導に当たり、地元自治体等との連携を強化

(2) 河川課

＜事業内容＞

河川敷の適切な管理

＜取組の実績＞

- ・ホームレスに係る実態調査の実施
なお、調査の際は「河川敷での居住は、ホームレス自身の生命の危険がある」旨の指導を行う。
- ・所管施設での退去指導に当たり、必要に応じて福祉部局（県福祉事務所、市町村の福祉部局等）及び河川占有者等の関係者と連絡及び調整等を行うなど、地元自治体等との連携強化を図る。
- ・ホームレスが放置した物件（ゴミ等）について撤去指導を行う。

【都市・交通局】

(3) 公園緑地課

＜事業内容＞

公園施設の適切な管理

＜取組の実績＞

- ・ホームレスに係る実態調査の実施
- ・ホームレスが放置した物件（ゴミ等）について撤去指導を行い、また、退去した現場における物件を管理者において撤去する
- ・ホームレスを退去指導するにあたり、地元自治体等との連携を強化する
- ・必要に応じて福祉部局（県福祉事務所、市町村の福祉部局等）及び河川占有者等の関係者と連絡及び調整等を行い、本人の意向の確認を行うとともに、自立の支援に向けた取組みを行う。
- ・ホームレスが放置した物件（ゴミ等）について撤去指導を行う。

(4) 港湾課

<事業内容>

港湾施設の適切な管理

<取組の実績>

- ・ホームレスに係る実態調査の実施
- ・ホームレスが放置した物件（ゴミ等）について撤去指導を行い、また、退去した現場における物件を管理者において撤去する。
- ・ホームレスを退去指導するにあたり、地元自治体等との連携を強化する。

10 地域における安全の確保

地域の安全確保、ホームレスの被害防止を図るため、警察による活動を推進している。

【愛知県警察本部】

<事業内容>

ホームレスに係る問題については、個々のホームレスの犯罪被害や要保護事案が発生するほか、地域住民に不安感を与えているなど地域の安全と平穏に影響が生じている。このため、警察においては、自治体、関係機関等との連携に努めるとともに、部内各課との連携を密にして、的確な警察活動の推進に努めている。

<推進項目及び要領>

① 実態把握と地域安全活動の推進

あらゆる警察活動を通じて管内におけるホームレスの実態把握に努めるとともに、パトロール活動を強化し、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身の事件・事故防止活動を推進すること。

② 不法行為に対する指導、取締り等の推進

道路における寝そべり、しゃがみ込み等の道路交通法上の禁止行為を始め、地域住民等に不安や危害を与える事案、あるいはホームレス同士による暴行事件等については、速やかに検挙措置等を講じるとともに警戒活動を強化してその再発防止に努めること。

③ 適切な保護活動の推進

緊急に救護を必要と認められる者については、一時的に保護し、速やかに保健所等の関係機関に引き継ぐなど適切な保護活動を推進すること。

④ 適切な警察相談業務の推進

ホームレスに係る各種相談要望等の受理に当たっては、その内容を正しく把握して解決方法等を教示し、あるいは自治体、福祉事務所等関係行政機関への通報、引継ぎ等、適切な相談業務を推進すること。

⑤ ホームレスの自立の支援等に係わる機関・団体等との連携

ホームレスに対する保護やホームレスに係る相談に適切に対応するため、福祉事務所、公共施設の管理者等の関係行政機関・団体等との連携を強化すること。その場合におい

て、夜間・休日の際の連携方法についても協議しておくこと。

⑥ 公共施設の不法占拠への対応

自治体、関係機関等との緊密な連携の下、ホームレスの居住場所の確保状況を勘案しつつ、公共施設の管理者が行う退去指導活動等に伴う安全対策を推進すること。

<対応及び予定>

- ・地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、パトロール活動の強化を図った。
- ・地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレスが被疑者または被害者となる事件等については、速やかに指導、取締り等の措置を講じるとともに警戒活動の強化を図った。

11 民間団体との連携

行政、民間支援団体、学識者等を交えた協議会を開催し、計画の推進や関係機関相互の連携を図っている。

【福祉局】

(1) 愛知県ホームレス自立支援対策推進協議会

民間団体等を交えたホームレス自立支援対策推進協議会の設置、開催

<協議会構成員>

- ・行政：愛知労働局、国土交通省（河川事務所）、愛知県、名古屋市、中核市、重点地域の市
- ・民間支援団体関係者
（一社）愛知県社会福祉士会、（公社）愛知共同住宅協会、（社福）愛恵協会、
（特非）いきいきライフサポート・あいち、（特非）ささしまサポートセンター
- ・地元経済団体：愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会
- ・地域住民：春日井市民生委員児童委員協議会代表、中村区老人クラブ代表
- ・学識経験者：中京大学教授、愛知県立大学准教授

<協議会開催実績>

	回数	開催日
平成 31 年度	1 回	書面開催
令和 2 年度	1 回	書面開催
令和 3 年度	1 回	書面開催
令和 4 年度	1 回	書面開催

12 ホームレスを生まない地域社会づくり

地域福祉計画を策定し、その推進により、地域の支援機能の向上を図っている。また、地域福祉において重要な役割を持つ民生委員・児童委員に対し、活動の円滑な推進や資質向上のため

めの研修を実施している。

【福祉局】

(1) 地域福祉計画の策定

<事業内容>

県内市町村の地域福祉計画策定支援

<事業実績>

令和4年度末で、43市町村が策定済みである。

(2) 新任民生委員・児童委員に対する研修の実施

		取組みの実績			
平成 31 年度	新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修会を実施				
	月日	場所	参加人員	演 題	
	1月21日	名古屋市公会堂 (尾張エリア)	午前:238名 午後:1170名	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の職務について ・児童委員、主任児童委員の役割について(児童虐待防止について) 	
1月24日	ライフサポート 豊橋 (三河エリア)	443名	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ人権と守秘義務が大切か(民生児童委員が知っておくべき話) 		
令和 2 年度	新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修会を実施				
	月日	場所	参加人員	演 題	
※コロナウイルス感染拡大の影響により資料配布による開催				<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の職務について ・児童委員、主任児童委員の役割について(児童虐待防止について) ・なぜ人権と守秘義務が大切か(民生児童委員が知っておくべき話) 	

令和3年度	新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修会を実施			
	月日	場所	参加人員	演題
	※新型コロナウイルス感染拡大の影響により オンデマンド形式による開催。 【動画配信期間】 令和4年2月2日～令和4年3月11日			・民生委員の職務について ・児童委員、主任児童委員の役割について（児童虐待防止について） ・なぜ人権と守秘義務が大切か（民生児童委員が知っておくべき話）
令和4年度	新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修会を実施			
	月日	場所	参加人員	演題
	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 オンデマンド形式による開催 【動画配信期間】 令和5年1月25日～令和5年3月7日			・民生委員の職務について ・児童委員、主任児童委員の役割について（児童虐待防止について） ・なぜ人権と守秘義務が大切か（民生児童委員が知っておくべき話）

(3) 日常生活自立支援事業の利用促進

<事業内容>

高齢、障害等により判断能力が不十分な方であって、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、定期的な訪問による生活の見守り等を行う。

<事業実績>

実施主体である愛知県社会福祉協議会に対し、補助金の交付を行った。

	新規契約件数	うち生活保護
平成31年度	202	74
令和2年度	224	80
令和3年度	231	75
令和4年度	216	79

総括

第4期実施計画は、基本目標等の大枠については第3期実施計画を踏襲しつつ、個別課題は国の基本方針に沿って策定された。基本目標として1つはこれまでの調査で最もホームレス数が少なかった平成31年1月の180人からさらに減少させること、もう1つは12項目の個別課題について具体的な進展を図ることとしている。そのうちホームレス数は令和5年1月時点で136人まで減っており、目標を達成している。

個別課題について、第3期実施計画からの大きな変更点としては平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行によりホームレス自立支援施策のうち福祉分野について、主な実施主体は福祉事務所設置自治体となったことが挙げられる。生活困窮者自立支援法に基づき自立相談支援機関を中心に支援を展開することで、これまで主流となっていた居宅保護によるホームレス状態からの脱却から、より多様化するニーズに合わせた支援を中心に自立を目指すフェーズに入ってきたと言える。

特に第4期実施計画開始直前の平成31年2月頃より発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界的規模で経済へ大打撃を与え、度重なる緊急事態宣言の発令や活動自粛により経済が停滞するに至った。感染拡大防止の観点から対面での相談援助活動にも制約がかかる中で第4期実施計画はスタートし、現場で生活困窮者を支援する相談員等も手探りで支援を続けてきた。

感染拡大に伴う営業自粛や取引先の倒産等により仕事と住まいを失い、路頭に迷う失業者が増加することが懸念されたが、予想に反してホームレス数や生活保護の申請件数の急激な増加は見られず、全国的にも同様の状態であった。

その背景として、感染拡大が見られ始めた頃にいち早く既存の生活困窮者への支援制度の特例が設けられ、生活福祉資金の貸付や住居確保給付金等により当面の生活を維持できた人が多かったことがあると考えられる。これらの制度は償還能力の有無や収入・資産要件が問われるものの、急激な経済の停滞にあっては給付を優先することで、一時的に生活に困窮した人のホームレスへの落層を阻止した役割は大きい。今後は制度を利用した人々のその後の生活状況を把握するとともに、継続的な支援を必要としている人がいれば引き続き関わりを続けることで、適切な相談に繋がらず路頭に迷う人を減らすことが求められる。

概数調査で把握されるホームレスは減少を続けているが、ホームレス期間の長期化・高齢化と若年化の課題は二極化している。前者は身体機能の低下により日常的に介護を必要とするが、制度を利用できないまま取り残されることが懸念される。一方後者は社員寮やネットカフェ、無料低額宿泊所等を転々とし、居所や就労先が不安定な層である。これらの人はこれまでの実施計画でも指摘のあったとおり、概数調査ではほとんど把握されることはない。しかしながら、令和3年4月から開始した重層的支援体制整備事業をはじめ、様々な制度が変化し続けており、本県においても、この第4期実施計画の評価を踏まえた上で、新しい施策等との連携も踏まえた次期実施計画への策定へ繋げていく。